

A基礎指数

| 保育の実施基準       | 保護者の状況   |  |   | 指数           |
|---------------|--|--|---|--------------|
|               | 項目   | 内容   |   |              |
| ① 家庭外労働       | 就労者  | 標準時間   | 月120時間以上の労働条件のもの  | 10           |
|               |  | 短時間  | 週4日以上・1日4時間以上標準時間未満の労働条件のもの、又は短時間保育希望者  | 8            |
|               | 自営(農業含む)   | 中心者  | 家庭外の自営業で主たる従事者であるもの   | 10           |
|               |  | 協力者  | 家庭外の自営業で中心者に協力従事するもの  | 7            |
| ② 家庭内労働       | 自営   | 中心者  | 家庭内の自営業で主たる従事者であるもの   | 9            |
|               |  | 協力者  | 家庭内の自営業で中心者に協力従事するもの  | 6            |
|               | 内職   | 自宅で物品の製造加工に日々従事するもの  | 6   |              |
| ③ 妊娠・出産       | 出産前後各8週以内  |  |   | 10           |
| ④ 疾病・障がい      | 疾病・負傷  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・おおむね1ヶ月以上の入院を要するもの</li> <li>・おおむね1ヶ月以上、病気で寝たきりの状態にあるもの</li> <li>・医師が長期加療・安静を要すると診断したもの</li> <li>・医師がおおむね1ヶ月以上加療安静を要すると診断したもの</li> <li>・比較的軽症であるが、定期的通院等を要するもの</li> </ul> |   | 10           |
|               |  | 障がい  | 身体障害者手帳1・2級、精神障害福祉健康手帳1級、療育手帳A<br>身体障害者手帳3・4級、精神障害福祉健康手帳2・3級、療育手帳B<br>上記以外の障がい等の症状により、保育をすることが著しく困難と認められたとき | 10<br>8<br>6 |
| ⑤ 常時介護        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・おおむね1ヶ月以上、親族等の入院付添いに当たっているもの</li> <li>・長期間にわたり同居の家族の介護に当たっているもの</li> <li>・心身障がい児者の介護通院通園通学等に当たっているもの</li> <li>・祖父母等が寝たきり老人等の介護に常時当たっているもの</li> </ul> |  |   | 10           |
| ⑥ 災害の復旧       | 震災・風水害・火災等の災害復旧に当たっているもの   |  |   | 10           |
| ⑦ 求職活動        | 就労を希望し求職活動を行うもの  |  |   | 3            |
| ⑧ 就学          | 高校、大学、職業訓練学校等  | 標準時間   | 月120時間以上の就学内容のもの  | 10           |
|               |  | 短時間  | 週4日以上・1日4時間以上標準時間未満の就学内容のもの、又は短時間保育希望者  | 8            |
| ⑨ 虐待DV        | 特別の支援を要する状態<br>平成16年8月13日雇児発第0813003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取扱い等について」中の「特別の支援を要する家庭」にあるもの  |  |   | 45           |
| ⑩ 育休継続        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・翌年度、翌々年度に小学校へ就学する児童</li> <li>・児童の発達上環境の変化が好ましくないとと思われるもの</li> </ul>  |  |   | 45           |
| ⑪ その他市長が認める状態 | 上記以外で市長が認める状態にあるもの   |  |   | 1~45         |

B調整指数

| 世帯の特殊事情                         | 内容  | 指数   |
|---------------------------------|---|------|
| 産休・育休明け                         | 産休又は育休明けにより、保育が必要な世帯  | 6    |
| 産休・育休明け再入所                      | 産休又は育休を理由に保育所を退所した児童で、再度同一保育所に申込みをした児童がいる世帯   | 10   |
| ひとり親家庭                          | 配偶者等の死亡・離別・行方不明等によるひとり親世帯   | 5    |
| 生活保護世帯                          | 生活保護法による被保護世帯   | 5    |
| きょうだいの同時入所                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象児童のきょうだい既に希望の保育所に入所している世帯</li> <li>・きょうだい(多胎児含む)の同時入所(同所・別所)を希望する世帯</li> </ul>                      | 5    |
| 生活中心者の失業等                       | 失業や離別による生活中心者の就労の必要性が高い場合   | 5    |
| 障がい児童                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別児童扶養手当を支給されている者</li> <li>・身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受ける者</li> <li>・上記のほか、関係療育機関から何らかの発達障害報告があった場合</li> </ul> | 5    |
| 地域型保育給付施設卒園児(連携枠)               | 地域型保育施設卒園児で連携施設へ入所を希望する場合   | 45   |
| 3歳未満児園卒園児および地域型保育給付施設卒園児(連携枠以外) | 3歳未満児園卒園児が給付施設へ入所を希望する場合および地域型保育施設卒園児で連携枠以外の施設への入所を希望する場合   | 5    |
| 幼稚園教諭、保育士等                      | 保護者又は扶養義務者が幼稚園教諭、保育教諭、保育士、放課後児童クラブの指導員として従事している場合(内定含む)   | 3    |
| 同居親族が保育できる場合                    | 61歳未満の同居親族が保育の実施基準のいずれも満たしていない場合  | △3   |
| その他                             | 地域や世帯の事情により、特に入所を要する世帯  | 1~45 |

A基礎指数 + B調整指数 = 利用調整指数

+=